

(表2) 金融再生法開示債権の状況(平成17年3月期)

(単位:億円)

区 分	機関数	金融再生法開示債権				正常債権	合 計
		金融再生法開示債権	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	危険債権	要管理債権		
都市銀行	6	64,630	9,270	31,830	23,530	2,112,170	2,176,790
長期信用銀行等	2	1,500	90	1,260	150	60,940	62,440
信託銀行	5	9,470	1,230	4,380	3,860	344,300	353,770
都銀・長信銀等・信託	13	75,600	10,580	37,470	27,550	2,517,400	2,593,000
(うち主要11行)	(11)	(74,100)	(10,500)	(36,210)	(27,390)	(2,456,470)	(2,530,560)
地方銀行	64	76,740	15,220	37,840	23,670	1,327,470	1,404,210
第二地方銀行	48	25,870	6,380	12,610	6,890	384,130	410,000
地域銀行	113	103,670	21,720	50,900	31,050	1,764,600	1,868,270
小計(全国銀行)	126	179,270	32,310	88,360	58,600	4,282,000	4,461,270
協同組織金融機関	489	69,780	22,350	31,040	16,390	838,290	908,080
うち信用金庫	299	56,610	17,260	26,470	12,880	652,070	708,680
うち信用組合	176	11,830	4,490	4,050	3,290	87,840	99,670
合計(預金取扱金融機関)	615	249,040	54,660	119,400	74,990	5,120,290	5,369,350

(注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

2. 長期信用銀行等の計数は、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含む。

3. 主要11行の計数は、都銀・長信銀等・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。

4. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。

5. 計数は、みずほグループ各行、UFJ銀行、北陸銀行、西日本シティ銀行の再生専門子会社分を含む。

6. 協同組織金融機関には、信農連等を含まない。